1852

避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成23年7月に死亡した被相続人(同人を申立人のうち1名が相続。)について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を2割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、同X2、及び同X3(以下、「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- 1 亡A(以下、「被相続人」という。)が平成23年7月○日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議(以下、「遺産分割協議」という。)により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を取得したこと
- 2 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が被相続人の全相 続人であること

#### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

生活費増加費用(〇〇出席費用)	金64,054円
(平成23年6月~平成24年4月)	
生活費増加費用 (△△出席費用)	金64,568円
(平成23年4月~平成24年4月)	
生活費増加費用(一時帰宅費用)	金481,219円
(平成24年6月~平成30年3月)	
生活費増加費用(家族間面会交通費)	金589,248円
(平成24年6月~平成30年3月)	
生活費増加費用(水道光熱費)	金350,000円
(平成24年5月~平成30年3月)	
被相続人の死亡にかかる損害	金3, 300, 000円
(死亡慰謝料及び葬儀関連費用)	
本件和解仲介に関する弁護士費用	金145,473円
	(平成23年6月~平成24年4月) 生活費増加費用(△△出席費用) (平成23年4月~平成24年4月) 生活費増加費用(一時帰宅費用) (平成24年6月~平成30年3月) 生活費増加費用(家族間面会交通費) (平成24年6月~平成30年3月) 生活費増加費用(水道光熱費) (平成24年5月~平成30年3月) 被相続人の死亡にかかる損害 (死亡慰謝料及び葬儀関連費用)

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目(同項記載の期間に

限る。)に対する和解金として、金4,994,562円の支払義務があることを認める。

## 第4 支払方法

(省略)

#### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

# 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和4年5月19日

(仲介委員 小圷 眞史)